

令和 7 年度
社会福祉法人誠心福祉会 事業計画

●誠心福祉会の運営

・理事会・評議員会の開催

開 催 時 期	摘 要
4～6 月 7～2 月 3 月	前年度の事業報告及び決算報告 監査報告、中間報告、補正予算(随時)、その他 次年度の事業計画及び当初予算

上記のほか定款に定められた議決事項及び重要事項については適宜理事会・評議員会を開催する。

・監事による監査

定款に定められた監査を行うほか、必要に応じて中間監査を行う。

・資金計画

通常の経費は基本財産300万円の利子収入及び繰越金にて賄うこととする。

・施設整備計画

軽微な修繕、保育備品購入予定。

●施設名

八木北保育園

●所在地

千葉県流山市駒木台 1 1 8 の 1

●保育理念

すべての子どもが安心して生活できる環境を整え、保護者と共に愛情をもって保育し、質の向上に努める。

●保育方針

- ・保育士自ら手本となるような言動を心掛ける。
- ・子どもの主体性を尊重し、見守り、必要に応じて援助する。

●保育目標

あかるい子 ・ じょうぶな子 ・ やさしい子

- ・細やかな保育を第一に考え、基本的な生活習慣（排泄、食事、睡眠、清潔、衣服の着脱）が身につく子どもを目指します。
- ・自然遊び、散歩、食育活動を通じて、健康な子どもを目指します。

- ・さまざまな活動、遊び、行事から、仲間と一緒に行動したり、力を合わせて創造できる子どもを目指します。
- ・子どもたちが多くの経験を得ることが出来る課題を提案し、自分なりに物事に挑戦できる子どもを目指します。
- ・日々の生活で積極的にあいさつができ、「ありがとう」と心から言える子どもを目指します。
- ・異年齢保育を実践し、思いやり、やさしさ、友達を尊重する気持ちを持てる子どもを目指します。

●園児定員

120名

●保 育 時 間

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時00分～18時00分（11時間）
	保育短時間	8時00分～16時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 時～ 時 夕：18時～20時
	保育短時間	朝： 7時～ 8時 夕：16時～20時
開所時間	月～金曜日	午前 7時00分～午後20時00分
	土曜日	午前 7時00分～午後17時30分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

●職員配置 （令和6年3月31日現在）

常勤職員 20名 園長(1) 副園長(1) 主任保育士(1) 保育士(14) 栄養士(1) 調理員(2)
 パート職員 4名 保育士(3) 調理員(1)
 嘱託職員 3名 体育指導員(1) 嘱託医(2)

●クラス編成

0才児 ひよこ 1才児 りす 2才児 うさぎ
 3才児 たんぽぽ 4才児 さくら 5才児 すみれ

●保育内容の充実

- ・一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止める。
- ・子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整える。
- ・子どもの発達に理解し、ひとりひとりの発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮する。
- ・子どもの相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助する。
- ・子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子どもの相互の関わりを大切にする。特に乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育する。

- ・一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助する。

●保育の環境

- ・子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるように配慮する。
- ・子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育園の整備や環境を整え、保育園の保健的環境や安全の確保などに努める。
- ・保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮する。
- ・子どもが人と関わる力を育てていくために、子ども自ら周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整える。

●保育園の社会的責任

- ・子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行う。
- ・地域社会との交流や連帯を図り、保護者や地域社会に本園が行う保育内容を適切に説明する。
- ・入園する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、解決を図る。

●園児の健康

内科検診（年2回）、歯科検診、身体測定細菌検査（ぎょう虫検査、尿検査）

① 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

- ・子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また必要に応じて随時、把握する。
- ・保護者からの情報とともに、登園時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談する。
- ・子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市（保育課）や関係機関と連携し、児童福祉法第25条の2第1項に規定する保護児童地域協議会で検討する等、適切な対応を図る。また虐待が疑われる場合には、速やかに市（保育課）又は、児童相談所に通報する。

② 疾病等の対応

- ・保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけの医等と相談し、適切な処置を行う。
- ・感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いのある場合は、必要に応じて嘱託医、市（保育課）、保健所等に連絡し協力を求める。
- ・子どもの疾病等の事態に備え、医務室を設置する。また救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理をする。

●食育の増進

健康な生活を基本として「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標として実施する。

- ・子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子。
- ・乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成する。また評価及び改善に努める。
- ・子どもが自ら感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮する。
- ・体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけの医等の指示や協力の下、対処する。

●保育計画

- (1) デイリープログラム 別紙
 (2) 年間保育計画 別紙
 (3) 年間指導計画 別紙

●年間行事計画

月	行 事	父 母 参 加
4	入園・進級式	懇談会
5	懇談会	
7	こいのぼり集会	
7	七夕夏祭り	
9	お月見会	
10	運動会	運動会
	親子遠足 5歳児 船橋アンデルセン公園	親子遠足
11	園外保育 3・4歳児 柏の葉公園	
	七五三参り	
12	サッカー大会	
1	発表会	発表会
	5歳児 懇談会	
	人形劇観賞会	5才児懇談会
	お店屋さんごっこ	
2	節分会	
	個人面談	個人面談
	ひな祭り集会	
3	お別れ会	
	卒園式	卒園式
5月・10月 内科検診 ぎょう虫検査		
6月 歯科検診		
毎月第4木曜日 避難訓練		
毎月末日 誕生会		
保護者希望日 保育参観		

●防災・防犯・安全管理

- ・毎月1回防災、防犯訓練を行うとともに、9月1日（防災の日）には総合的な訓練を行う。
- ・夜間警備については警備保障会社と連携し、保育園の安全管理に務める。
- ・地震、火災、不審者対策のマニュアルを元に日々の保育の中に生かしていく

●実習生・中高生の受入

次世代の保育者を育てるためにも、積極的に受け入れていく。実習内容も子どもの理解を中心にすえて取り組む。小学校、中学校、高校生の育児体験、職場体験も積極的に受け入れていく。

●職員育成と研修計画

- ・園内研修を計画し、取り組む。
- ・関係機関の研修に積極的に参加する。
- ・自己の保育を知り、自主研修を奨励していく。
- ・他園、小学校との交流、見学などを実施して視野を広げる。